

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	茨城県茨城町近藤地区		
計画期間 実施期間	H23～H25 H23～H25	総事業費(交付金)	40,000千円(20,000千円)

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	本計画は、国が定めた基本的な方針の中の地域間交流の促進を目標としている。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画を採択年度内に作成し、県に提出する旨を県と協議を行った。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	レ	地域住民をはじめ、地元の味噌工場、豆腐工場、地権者(市民農園)、竹林整備業者等の合意形成を図っている。特に、民間業者(地元の味噌工場、豆腐工場)との連携を図り、農畜産物の加工体験の指導・助言等を取り付けている。
事業の推進体制は確立されているか	レ	平成22年4月から事業化の検討を行っており、円滑な事業推進のため、県、町、事業主体(農業生産法人 近藤農事実践株)で協議、連携を組み推進体制を整えている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	事業内容として交流人口の増加、加工品の販売額の増加が図られるため、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画と事業内容との整合性がとれている。
計画期間・実施期間は適切か	レ	計画期間は3年間としており、ガイドライン及び実施要綱の規定により適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	レ	交付率1/2. 交付限度額の範囲内である。

### 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	本事業要件に合致する形での実施で切り替えるものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	ー	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	レ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数が5年以上のものである
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第4、第3項、第4項による。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	投資効果は、1.0以上である。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	要件種別番号:5、事業実施主体は、農林漁業者等の組織する団体(農業生産法人)、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画を採択年度内に作成のため要件を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	農業生産法人 近藤農事実践塾が事業主体となって整備し、施設の設置及び管理に関する要領も整備するので、個人に対するものではない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	レ	近隣の市町村では、初めての試みとして、隣接する水戸市、笠間市から入り込み客数に期待もてる。また、都市との交流では、東京品川のほか、他の区や埼玉県などからも口コミよっての参加もあり、今後、体験施設が完成すれば、体験等のバリエーションが増え、入り込み客集が増加すると見込まれる。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	レ	近隣の市町村では、市民農園等は既に開園しているが、農産物の加工体験施設は、初めての試みであると思われるので、近隣の市町村の影響を受けずに利用者を確保できると判断している。今後も近隣市町村の類似施設の事業内容等について注視し、事業運営を行うものとする。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	レ	月別・機能別施設利用計画、催事計画等を検討しており、年間延べ利用者1,000人を見込んでいる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	レ	町内の交流施設と交流情報を共有し、交流拠点間の連携を強化することで、回流型の交流により、交流人口の増加を図ることとしている。また、施設の規模については、施設利用計画、人員配置、備品等の配置計画に基づき規模を決定している。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	レ	建材市場等の実勢価格や2社の見積もりを徴しているため、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	レ	施設の設計は、華美で過大なものとならないよう効率的な建築物の配置、意匠となっている。また、積算は、建材市場等の実勢価格を基調に行っており事業費低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	付帯施設は本事業費で整備しない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	レ	備品としては、冷蔵庫等や体験可能な機器を交付金で整備する。当該備品は食品衛生上、又は体験機器として必要不可欠なものであつて
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	レ	整備予定場所は、国立病院の目の前となっており、集客の立地性は適正であり、集落の中心地、また市民農園や竹の子掘りの竹林にも隣接しており、適正である。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	レ	敷地一部(365㎡)は町から払い下げを行った。残りについては、神社庁の無償での賃貸契約を行った。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	借入については、JAと十分協議・検討を行った。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	レ	施設の設置、管理に関する要領を整備する。更新に必要な資金については、事業主体で調達可能と判断した。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	レ	施設利用の収入1,000千円と市民農園貸付料1,000千円、その他(味噌、豆腐)売上等1,000千円を見込んでいる。支出については、原材料費、仕入れ、人件費、高熱水道費等が3,000千円を見込んでおり、収支均衡は取れている。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。